第 6 部　勘 定 科 目 分 類 基 準

勘 定 科 目 分 類 表
（ 一 般 会 計 ）

この勘定科目分類表によりがたい場合は、各公社の実情に応じ、この分類表以外の科目を設定することができる。

1 貸借対照表勘定科目分類

勘定科目 部	大	中	小	細	内訳	説明
流動資産						
	現金預金					
		現金				現金は、手元にある通貨のほか小口現金、小切手、送金為替手形、郵便為替証書及び為替貯金振出調書等を記載する。
		預金				預金は、金融機関に対する預金及び掛金並びに金銭信託金等を記載する。
			当座預金			「小」項目において、預金の種別毎に区分し、「細」項目において、金融機関別に細分して記載する。
			普通預金			
			定期預金			
	有価証券					随時現金化される有価証券で短期的な資金運用のため、一時的に保有するもの又は貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に満期の到来する有価証券を記載する。 なお、「譲渡性預金」については、平成19年「金融商品に関する会計基準」に併せ、有価証券として取り扱うこととした。
		国債				
		地方債				
		譲渡性預金				
	未収金					未収金は、事業未収金及びその他未収金に区分して記載する。 なお、本基準において「未収収益」は、「未収金」の内訳勘定（中科目）として整理する。
		事業未収金				事業未収金は、事業収益に係る未収入額を記載する。 「小」及び「細」項目において、事業収益の事業区分に応じて記載する。 「内訳」項目において、それぞれの未収入額の内容に名称を付して細分し記載する。 《以下、各事業において同様とする。》
			分譲事業未収金			
				積立分譲住宅事業未収金		
					譲渡代金未収金	
					未収補助金	
				一般分譲住宅事業未収金		
				分譲宅地事業未収金		
			賃貸管理事業未収金			
				一般賃貸住宅管理事業未収金		
					未収家賃	
					未収補助金	
					駐車場使用料未収金	
					その他の未収金	
				特優賃住宅等管理事業未収金		
				借上賃貸住宅管理事業未収金		
				ケア付高齢者住宅管理事業未収金		
				賃貸施設等管理事業未収金		
				長期分譲住宅管理事業未収金		
			管理受託住宅管理事業未収金			
				公共団体住宅管理事業未収金		
				都市再生機構住宅管理事業未収金		
				民間特優賃住宅管理事業未収金		
				民間住宅管理事業未収金		
			その他事業未収金			
		その他未収金				事業未収金以外の未収入額を記載する。 損益勘定のその他経常収益等に係る未収入額を記載する。 「細」項目において、それぞれの未収入額の内容に名称を付して細分し記載する。 貸借勘定に係る未収入額を記載する。 「細」項目において、それぞれの未収入額の内容に名称を付して細分し記載する。
			損益勘定関連未収金			
				未収補助金		
				○○○未収金		
			貸借勘定関連未収金			
				未収補助金		
				その他の未収金		

勘定科目 部	大	中	小	細	内訳	説明
未収収益						一定の契約に従い、継続して役務の提供を行う場合、既に提供した役務に対して、いまだその対価の支払を受けていない額を記載する。ただし、事業収益に係る未収金は、「事業未収金」として整理するものとする。 「細」項目において、それぞれの未収収益の内容に名称を付して細分し記載する。
分譲事業資産						譲渡を目的とする資産を、それぞれ資産の種別毎に区分し記載する。
	住宅宅地分譲資産					積立分譲住宅、一般分譲住宅及び分譲宅地の資産で建設工事が完了したものを記載する。
		積立分譲住宅				「小」項目において、積立分譲住宅、一般分譲住宅及び分譲宅地の事業区分に応じて記載する。
			土地			「細」項目において、土地、建物に区分して記載する。
			建物			
		一般分譲住宅				積立分譲住宅資産に準じ記載する。
		分譲宅地				〃
	住宅宅地分譲資産建設工事					建設中の積立分譲住宅、一般分譲住宅及び分譲宅地に係る資産の建設に要した費用を記載する。
		積立分譲住宅建設工事				「小」項目において、積立分譲住宅、一般分譲住宅及び分譲宅地の事業区分に応じて記載する。
			土地費			「細」項目において、土地費、工事費、事務費に区分し記載する。事務費は内訳として「固有経費」「共通経費」に区分する。 なお、当該工事のために支出した前払金、手付金を含むものとする。
			工事費			
			事務費			
				固有経費		
				共通経費		
		一般分譲住宅建設工事				積立分譲住宅建設工事に準じて記載する。
		分譲宅地造成工事				〃
その他事業資産						地方公共団体との提携事業等に係る資産及び受託建設工事に係る資産を、それぞれ資産の種別毎に区分し記載する。
	○○(県、市)提携事業資産					地方公共団体等との提携(買取公営住宅建設事業等)により建設し、譲渡する資産で、建設工事が完了したものを記載する。
		買取公営住事業資産				「小」項目において提携事業名を付して事業区分に応じて記載する。
			土地			「細」項目において、土地、建物に区分して記載する。
			建物			
		○○事業資産				《以下、各事業資産においては、上記に準じて記載する。》
	○○(県、市)提携事業建設工事					地方公共団体等との提携(買取公営住宅建設事業等)による建設工事に要した費用を記載する。
		買取公営住宅事業建設工事				「小」項目において提携事業名を付して事業区分に応じて記載する。
			工事費			「細」項目において、工事費、事務費に区分し記載する。事務費は内訳として「固有経費」「共通経費」に区分する。 なお、当該工事のために支出した前払金、手付金を含むものとする。
			事務費			
				固有経費		
				共通経費		
	公共用地先行取得事業資産					公共団体との協定等に基づく公共用地先行取得事業に係る資産で、当該公共団体に譲渡することが確定した資産を記載する。
			土地			
	受託事業建設工事					地方公共団体等からの受託建設工事に要した費用を記載する。
		○○受託事業建設工事				「小」項目において受託事業名を付して事業区分に応じて記載する。
			工事費			「細」項目において、工事費、事務費に区分し記載する。 事務費は内訳として「固有経費」「共通経費」に区分する。 なお、当該工事のために支出した前払金、手付金を含むものとする。
			事務費			
				固有経費		
				共通経費		
	○○事業建設工事					《以下、各事業建設工事においては、上記に準じて記載する。》
前払金						前払金は、「事業前払金」と「その他前払金」に区分して記載する。 なお、本基準において「前払費用」は、「前払金」の内訳勘定(中科目)として整理する。
	事業前払金					事業前払金は、事業に係る費用で当該年度の費用に属さず、短期間に費用化するものを記載する。 また、事業資産建設工事に係る工事上の前払金は、それぞれの勘定において整理することとなる。
		○○○事業前払金				「小」項目において、事業の区分に応じて記載する。なお、必要に応じ前払額の内容に事業名称を付して細分し記載する。

勘定科目分類表

勘定科目 部	大	中	小	細	内訳	説明
					その他前払金	「事業前払金」以外の前払金を記載する。 なお、必要に応じ前払金の内容を細分して記載する。
					○○○前払金	「小」項目において、それぞれの資産の種類別毎に区分し、必要に応じて「細」項目において、その内容に名称を付して細分し記載する。
					前払費用	一定の契約に従い、継続して役務の提供を受ける場合、いまだ提供されていない、役務に対し、支払われた額を記載する。ただし、事業原価に係る前払金は、「事業前払金」として整理するものとする。
					○○○前払費用	「細」項目において、それぞれの前払費用の内容に名称を付して細分し記載する。
					その他流動資産	上記以外の流動資産で、立替金、仮払消費税、繰延消費税、仮払金等を記載する。
					立替金	「中」項目において、それぞれの資産の種類別毎に区分し、必要に応じて「小」項目において、その内容に名称を付して細分し記載する。
					仮払消費税	
					繰延消費税	
					仮払金	
					割掛経費仮払金	事務費のうちの共通経費に配賦される経費の仮払金
					割掛利息仮払金	複数の事業のための借入金の利息で、事業原価に配賦する仮払金
					その他の仮払金	上記以外の仮払金
					貸倒引当金	家賃等の未収債権額のうち回収が困難な債権額について、個別の回収可能額を勘案し、控除勘定としてその必要額を記載する。
					事業未収金貸倒引当金	「中」項目において、それぞれ未収債権の種類別毎に区分し、必要に応じて「小」項目において、その内容に名称を付して細分し記載する。
					○○○事業未収金	
固定資産						
					賃貸事業資産	賃貸等の事業の用に供することを目的とする資産を、それぞれ資産の種別毎に区分し記載する。
					賃貸住宅資産	賃貸事業の用に供することを目的とする住宅(当該住宅に係る土地、付帯する施設、設備等を含む。)を記載する。
					一般賃貸住宅	
					土地	「小」項目において、住宅の種別毎に区分し、「細」項目において、土地、建物に細分して記載する。 なお、当該土地が借地権による有償取得である場合、また、管理開始後、新たに資産が形成され元資産と耐用年数が異なる場合は、区分して記載することが適当である。
					借地権	
					建物等	
					その他施設	
					リース資産	(賃貸住宅資産に係るリース資産を記載する。)
					特優賃住宅	「一般賃貸住宅」に準じて記載する。
					高優賃住宅	〃
					減価償却累計額	
					一般賃貸住宅	「賃貸住宅資産」に対する控除勘定として減価償却額の累計額を記載する。 「小」項目において、住宅種別毎に区分記載する。 《以下、本基準の固定資産においてはこれに準じて記載する。》
					特優賃住宅	
					高優賃住宅	
					減損損失累計額	
					一般賃貸住宅	賃貸住宅資産に係る減損損失額の累計額を記載する。 「小」項目において、住宅種別毎に区分記載する。 《以下、本基準の固定資産においてはこれに準じて記載する。》
					特優賃住宅	
					高優賃住宅	
					ケア付高齢者住宅資産	ケア付き高齢者住宅に係る資産(当該住宅に係る土地、付帯する施設、設備等を含む。)を記載する。
					土地	
					建物等	
					その他施設	
					減価償却累計額	「賃貸住宅資産」に準じて記載する。
					減損損失累計額	「賃貸住宅資産」に準じて記載する。
					賃貸施設等資産	賃貸事業を目的とする店舗、宅地及び施設等を記載する。
					賃貸店舗	「小」項目において、店舗、宅地及び施設等に区分して記載し、「細」項目においては、賃貸住宅資産に準じて記載する。
					賃貸宅地	
					その他賃貸施設	
					減価償却累計額	「賃貸住宅資産」に準じて記載する。
					減損損失累計額	「賃貸住宅資産」に準じて記載する。

勘定科目 部 大 中 小 細 内訳	説明
賃貸資産建設工事	建設中の賃貸事業資産の建設に要した費用を記載する。
一般賃貸住宅建設工事	「小」項目において一般賃貸住宅、特優賃住宅等の事業区分に応じて記載する。
土地費 工事費 事務費 固有経費 共通経費	「細」項目において、土地費、工事費、事務費に区分し記載する。　事務費は内訳として「固有経費」「共通経費」に区分する。 なお、当該工事のために支出した前払金、手付金を含むものとする。
特優賃住宅建設工事 高優賃住宅建設工事 賃貸店舗建設工事 ○○○施設建設工事	《以下、各事業においては、これに準じて記載する。》 「一般賃貸住宅建設工事」に準じて記載する。 〃 〃 〃
既存賃貸住宅増築工事	既存賃貸住宅の増築工事等を実施する場合の工事費を記載する。
長期前払費用	
償還利息前払費用	年金法による償却費を費用計上するに当たり、借入金の償還期限が耐用年数に及ばない等の理由で、年金法により設定された利息相当額と実際の借入金支払利息に差が生じた場合は、予め長期前払費用を使用した費用処理計画を定め、支払い利息が利息相当額を上回る期間における当該超過分を長期前払費用に計上し、その累計額を記載する。なお、当該計画期間において、支払利息が利息相当額を下回る期間においては、その対象額を原価の利息相当額を相手勘定に当該勘定を減額する。
その他の長期前払費用 損害保険料前払費用 ○○○前払費用	賃貸事業等に係る費用で当該年度の費用に属さず、長期に渡り費用化するものを記載する。 なお、賃貸事業以外の長期前払費用が発生する場合は、関連する資産の「大」項目の中に「中」項目を設け記載するものとする。
事業用土地資産	次年度以降の事業用地とするために取得し、その開発目的が決定されていない土地、また開発許可の手続中などの土地を記載する。
事業用土地資産 取得費 造成費 事務費	「小」項目において、取得費、造成費及び事務費に区分し記載する。
その他事業資産	上記以外の事業に関連し保有する資産を記載する。
長期事業未収金 長期分譲住宅未収金 積立分譲住宅割賦金 一般分譲住宅割賦金 ○○(県・市)提携住宅未収金 民間提携住宅未収金 ○○○事業未収金	資産の譲渡契約等に基づく、譲渡価格若しくは建設資金等の長期割賦払債権、長期後払債権等で、その償還期限が到来しない未収債権額を記載する。 「小」項目において、長期分譲住宅(積立分譲住宅と一般分譲住宅は区分する。)、その他の事業種別毎に区分して記載する。
公共用地先行取得事業資産 取得費 造成費 事務費	公共団体との協定等に基づく公共用地先行取得事業に係る用地取得資産を記載する。 「小」項目において、取得費、造成費及び事務費に区分し記載する。
その他の事業資産 公共公益施設資産 公益施設資産 公共施設資産 減価償却累計額 公益施設資産 公共施設資産 ○○○施設資産 減価償却累計額	賃貸住宅建設等に関連して整備し、保有する、公園、道路、地域施設等の公共公益施設を記載する。 「内訳」項目において、土地、建物等に区分して記載する。 (公園、道路等の公共施設) (保育園、幼稚園、地域集会施設等の公益施設)

勘定科目分類表

勘定科目 部	大	中	小	細	内訳	説明
有形固定資産						
	建物等資産					事業資産以外の社屋等の建物等を記載する。 「小」において、資産の種別毎に区分し記載する。
		社屋				業務を処理するための事務所用建物及び付属設備を記載する。
		構築物				建物以外の建造物又は工作物及びその付属設備を記載する。
		その他の建物等				その他の建物等を記載する。
		リース資産				建物等資産のファイナンス・リース取引に係るリース資産を記載する。
		減価償却累計額				
		社屋				建物等資産に対する控除勘定として、減価償却額の累計額を記載する。
		構築物				
		その他の建物等				
		リース資産				
	土地資産					事業資産以外の土地を記載する。
		社屋土地				社屋等の業務等に利用されている土地を記載する。
		その他の土地				その他の施設等の利用に供している土地を記載する。
	その他の有形固定資産					
		車両運搬具等				自動車その他陸上運搬具及び機械装置等で、その取得価額が相当価格以上のものを記載する。(なお、リース資産に属するものは除く)
		工具器具備品				各種の工具・器具及び備品で、耐用年数が1年以上かつ取得価額が相当価格以上のものを記載する。(なお、リース資産に属するものは除く)
		リース資産				ファイナンス・リース取引に係るリース資産を記載する。
			業務用自動車			(「細」項目において、リース資産の種別毎に名称を付して記載する。)
			OA機器			
			事務機器			
			○○○			
		減価償却累計額				
		車両運搬具等				建物等資産に準じて記載する。
		工具器具備品				
		リース資産				
	有形固定資産建設工事					建設中の有形固定資産に係る建設に要した費用を記載する。
		○○○建設工事				なお、「小」等の内容は、事業資産建設工事勘定に準じて記載する。
無形固定資産						有償取得した借地権、地上権等で、事業資産に含まれない無形固定資産の未償却残高を記載する。
	借地権					有償取得した借地権、地上権の未償却残高を記載する。
	その他の無形固定資産					借地権以外の無形固定資産を記載する。
		ソフトウェア				公社が所有するｿﾌﾄｳｪｱで、将来の収益獲得又は費用削減が確実なものを記載する。
		○○○				
その他の固定資産						
	長期定期預金					貸借対照表日の翌日から起算して満期の到来が1年を超える定期預金を記載する。 「小」項目において、預金の種別毎に区分して記載する。
	長期有価証券					長期保有の国債、地方債のほか、公社法第34条第1項の規定により国土交通大臣の指定する有価証券を記載する。
		国債				「小」項目において、それぞれの資産の種別毎に区分して記載する。
		地方債				
	長期貸付金					他会計への貸付金等
	出資等					関係会社の株式の所得、出資等を記載する。 「小」項目において、それぞれの出資等の種別毎に区分して記載する。
	その他の資産					預け敷金、保証金及び役職員に対する厚生資金の貸付金等で流動資産に属さないもので、その種別毎に名称を付して記載する。
		敷金保証金				賃借している社屋等に係る敷金、保証金を記載する。
		福利厚生資金貸付金				職員への厚生資金等の貸付金
		社債発行差金				社債の額面金額から発行額を差し引いた差額を記載する。(償還期に至るまで毎期一定の方法で償却し、その償却額は社債利息の修正として社債利息に、加算する。)
		その他土地				その他の土地で、遊休地及び減歩資産等の未利用土地を記載する。 なお、分譲事業資産、賃貸事業資産及び事業用土地資産において、当該事業の事業目的以外に処分することとなった土地資産は、当勘定に記載する。

勘定科目 部 大 中 小 細 内訳	説明
貸倒引当金	長期事業未収金等の未収債権額のうち回収が困難な債権額について、個別の回収可能額を勘案し、控除勘定としてその必要額を記載する。
○○○貸倒引当金	「中」項目において、それぞれ未収債権の種類別毎に区分し、必要に応じて「小」項目において、その内容に名称を付して細分し記載する。
流動負債	
短期借入金	金融機関等からの借入金で、その返済期限の定めが1年以内のものを記載する。
事業資金借入金 住宅金融支援機構借入金 ○○○事業借入金 金融機関借入金 ○○○事業借入金 ○○(公共団体等)借入金 ○○○事業借入金	事業資金としての借入金を記載する。 「小」項目において、借入先機関に応じ区分し、「細」項目において事業種別ごとに区分して記載する。
その他の借入金	事業資金以外の借入金を記載する。
次期返済長期借入金	長期借入金のうち、次年度において償還する借入金を記載する。
事業資金借入金 住宅金融支援機構借入金 ○○○事業借入金 金融機関借入金 ○○○事業借入金 ○○(公共団体等)借入金 ○○○事業借入金 他会計借入金	事業資金としての借入金を記載する。 「小」項目において、借入先機関に応じ区分し、「細」項目において事業種別ごとに区分して記載する。
その他の借入金	事業資金以外の借入金を記載する。
未払金	未払金は、事業未払金及びその他未払金に区分し記載する。なお、本基準において「未払費用」は「未払金」の内訳勘定(中科目)として整理する。
事業未払金 ○○分譲住宅事業未払金 ○○○未払金 賃貸住宅管理事業未払金 ケア付高齢者住宅管理事業未払金 賃貸施設等管理事業未払金 管理受託住宅管理事業未払金 その他事業未払金	事業未払金は、当該年度の事業費用に係る未払額を記載する。 「小」項目において、事業区分に応じて区分し、必要に応じて「細」項目において、それぞれの未払金の内容に名称を付して細分して記載する。
その他未払金 賃貸住宅建設工事未払金 ○○提携事業建設工事未払金 ○○受託建設工事未払金 その他の未払金	事業未払金以外の未払金を記載する。 「細」項目において、必要に応じそれぞれの未払金の内容に名称を付して細分し記載する。
未払費用 支払利息未払費用 その他の未払費用	一定の契約に従い、継続して役務の提供を受ける場合、既に提供された、役務に対して、いまだその対価の支払いが終わらない額を記載する。ただし、事業原価に係る未払金は、「事業未払金」として整理するものとする。 「細」項目において、それぞれの未払費用の内容に名称を付して細分し記載する。
賞与引当金	財務諸表の作成時において、役職員への賞与支給額が確定していない場合、支給見込額のうち、当期に帰属する額を記載する。なお、未払費用として整理することも認められる。
前受金	前受金は、「事業前受金」と「その他前受金」に区分して記載する。なお、本基準において「前受収益」は、「前受金」の内訳勘定(中科目)として整理する。
事業前受金 ○○分譲住宅事業前受金 ○○○前受金 分譲宅地事業前受金 賃貸住宅管理事業前受金 家賃前受金 賃貸施設等管理事業前受金	事業前受金は、当該年度の収益に属さない受入済の事業収益で、次期以降の事業収益となることが明らかな前受額を記載する。 「小」項目において、事業収益の区分に応じて記載し、「細」項目において、それぞれの前受額の内容を細分して記載する。

勘定科目分類表

勘定科目 部 大 中 小 細 内訳	説明
長期分譲住宅管理事業前受金 管理受託住宅管理事業前受金 その他事業前受金	
その他前受金 ○○○前受金	「事業前受金」以外の前受金を記載する。 「小」項目において、必要に応じ前受金の内容を細分して記載する。
前受収益 ○○○前受収益	一定の契約に従い、継続して役務の提供を行う場合、いまだ提供していない、役務に対し、支払を受けた額を記載する。ただし、事業収益に係る前受金は、「事業前受金」として整理するものとする。 「細」項目において、それぞれの前受収益の内容に名称を付して細分し記載する。
預り金	事業等から生じる短期的な預り金を記載する。
○○分譲住宅預り金	譲渡に伴う登記費用等の預り金を記載する。
分譲宅地預り金	同上
賃貸住宅預り金 一般賃貸住宅預り金 共益費 敷金返還金 ○○○預り金 ○○○賃貸住宅預り金	賃貸住宅の管理に係る入居者等からの預り金を、その種別毎に区分し記載する。 「小」項目において、住宅種別毎に区分し、「細」項目において預り金の内容に名称を付して細分し記載する。
長期分譲住宅預り金 積立分譲住宅預り金 共益費 管理組合費 修繕費 ○○○預り金 一般分譲住宅預り金	長期分譲住宅の管理に係る自治会、入居者等からの預り金を記載する。 「小」項目において、住宅種別毎に区分し、「細」項目において預り金の内容に名称を付して細分し記載する。
管理受託住宅預り金 ○○○受託住宅預り金 修繕費 管理費 ○○○預り金	管理受託住宅の管理に係るオーナー等からの預り金を記載する。 「小」項目において、住宅種別毎に区分し、「細」項目において預り金の内容に名称を付して細分し記載する。
その他の預り金 職員等預り金 ○○○預り金	上記以外のその他の預り金を記載する。 職員の社会保険料、諸税等の預り金 その他の預り金を記載する。
その他の流動負債 仮受消費税 ○○○	上記以外の仮受消費税等の流動負債を記載する 「中」項目において、それぞれの負債の種別毎に名称を付して記載する。
固定負債	
社債 事業用社債 賃貸住宅事業 ○○○事業 その他の社債	賃貸住宅事業等に係る公社債を記載する。「中」において、「事業用社債」と「その他の社債」と区分し、「小」において事業の種別毎に区分し記載する。
長期借入金	返済期限の定めが1年を超えるもので、次年度に償還する借入金を除いた額を記載する。
事業資金借入金 住宅金融支援機構借入金 分譲事業資産借入金 賃貸事業資産借入金 ○○○借入金 金融機関借入金 他会計借入金 ○○(公共団体等)借入金	特定の事業資金としての借入金を記載する。 「小」項目において、借入先機関に応じ区分し、「細」項目において資産或いは事業資産種別ごとに区分して記載する。
その他の借入金 金融機関借入金 他会計借入金 ○○○借入金	事業資金借入金以外の借入金を記載する。

勘定科目 部 大 中 小 細 内訳	説明
長期前受金	次期以降の事業収益となる前受金を記載する。
ケア付高齢者住宅長期前受金	ケア付高齢者住宅に係る前受家賃などの長期前受金を記載する。
定期借地権契約に係る長期前受金	定期借地契約による借地権利金を定期借地の期間に収益化する場合に記載する。
○○○長期前受金	
預り保証金	賃貸住宅等の入居者等から受け入れる敷金、保証金等を記載する。
敷金 一般賃貸住宅敷金 ○ ○ ○ 敷 金	賃貸住宅等の入居者等から受け入れる敷金を記載する。 「中」項目においてその種別毎に区分し、「小」項目において住宅種別又は相手方等に細分し記載する。
保証金 ○ ○ ○ 保 証 金	定期借地契約による預り保証金等を記載する。
繰延建設補助金	償却資産の取得に係る、国、公共団体等からの補助金を記載する。（毎期の減価償却の費用化に応じて、取崩し収益化する。）
事業資産 賃貸住宅資産 ○ ○ ○ 住 宅 資 産	事業資産に係る繰延建設補助金を記載する。「中」項目において資産の種別毎に区分し、「小」、「細」項目においてそれぞれの事業資産の内容別に細分し記載する。なお、収益化する際には、「賃貸住宅管理事業収益」の「繰延建設補助金収入」に計上する。
有形固定資産 ○ ○ ○ 資 産	事業資産に準じ記載する。なお、収益化に際しては、「その他事業収入」の「補助金収入」に計上する。
借上賃貸住宅資産減損勘定	借上賃貸住宅管理事業において、その借上契約の未経過年数における将来キャッシュ・フローの総額が未経過年数の借上料総額を下回る場合、その差額を基礎に計上する。
引当金	
退職給付引当金	各事業年度終了の日において、在職する役職員の全員が、同日において退職するものとし、同日現在において定められている退職給与規程により計算された額から、当該役職員のうち前事業年度終了の日から引き続き在職する者の全員が前事業年度において退職するものとして計算された額を差し引いた額を毎事業年度に引き当てるものとし、その累計額を記載する。 【この記載方法は、「簡便な計算方法」を用いた場合の記述である。】
計画修繕引当金 賃貸住宅引当金 ○○○住宅引当金	賃貸住宅資産等の計画的な修繕を行うために必要な引当金を記載する。なお、毎年度の引当金繰入額については、原則として当該計画修繕の計画期間における必要総額に対して、引当金総額の不足額を計画期間で除した額を当該年度の事業費用から繰り入れるものとする。 「小」項目において、当該資産の種別毎に区分し記載する。
債務保証損失引当金	連帯保証債務の借入金等の損失引当金を記載する。
借上賃貸住宅損失引当金	借上賃貸住宅管理事業において、その借上契約の借上期間において減損損失が見込まれる場合、当該損失見込額が公社経営に重大な影響があると判断されたときは、当該損失見込額を基礎に計画的に引き当てるものとする。 なお、当該損失額について、「減損会計処理基準」に基づき、「借上賃貸住宅減損勘定」を計上している場合には、その額を当該損失見込額から控除するものとする。
○○○引当金	負債性が充分に立証できる引当金については、繰入基準、取崩基準など適切な基準を定めた上で、設置することができる。
その他固定負債	
未成原価仮勘定	事業資産の原価計算に当たって、その原価となる費用が確定しないため見積り額を計上した場合、その見積り額を記載する。（電波障害施設管理費等） なお、「小」項目において、事業種別ごとに区分して記載する。
長期未払金	年金法による利息相当額を費用計上するに当たり、借入金の償還が据置期間中で償還開始期限が到来していない等の理由で、実際支払利息が発生していない場合、その利息相当額を記載する。 なお、「小」項目において、事業種別ごとに区分して記載する。

勘定科目分類表

勘定科目 部	大	中	小	細	内訳	説明
			長期預り金			住宅資産に係る資金について、民間土地所有者又は地方公共団体がその一部を負担したもので、将来の返還が定められている金額を記載する。(なお、当該資金に係る資産が約定により当該資金との代物返済を行うことが定められているものについては、当該資金相当額の減価償却を行わないものとする。) なお、「小」項目において、事業種別に区分し記載する。
			社債発行差金			社債の発行額から額面金額を差し引いた差額を記載する。(償還期に至るまで、毎期一定の方法で収益化し、この収益額は社債利息の修正として社債利息を減じる。)
			リース債務			ファイナンス・リース取引に係るリース料債務の総額を記載する。 なお、「小」及び「細」項目において、リース資産の資産区分及び種別毎に区分し記載する。
				賃貸事業資産		
					○○○リース	
				有形固定資産		
					車両リース	
					0A機器リース	
					事務機器リース	
					○○○リース	
資本金						地方公共団体からの出資金を記載する。
剰余金						
	資本剰余金					資本剰余金は、公社業務に関連し形成された財産的基礎を成すものと認められる場合には、その相当額を資本剰余金に記載する。
		非償却資産取得補助金				国や地方公共団体からの補助金等(贈与を含む)により、非償却資産を取得した場合には、その相当額を記載する。
			賃貸住宅土地資産			「小」項目において、当該資産の種別毎に区分し記載する。
			○○○土地資産			
		資産価額適正化評価差額金				平成16年度における「資産価額の適正化に係る実務指針」に基づき実施された資産の適正化による評価差額金を記載する。
		非償却資産取得金				利益剰余金又は特定目的積立金を財源として、事業資産に係る非償却資産を取得した場合、当該資産が公社の財産的基礎を成すものと認められる場合には当該価額を記載する。
	利益剰余金					利益剰余金の計上は、当期総利益が生じたときは、前期繰越欠損金をうめ、なお残余があるときは、特定目的積立金の当期積立額を控除した額を当期の利益剰余金計上額とし、利益剰余金の期末残高を計算し、その相当額を記載する。 また、当期損失が生じたときは、前期利益剰余金を減額し、なお不足が生じるときは、特定目的積立金を減額して整理し、利益剰余金の期末残高を計算し、その相当額を記載する。 この計算の結果、なお不足が生じた場合、その不足額は繰越欠損金として整理し、その相当額を「繰越欠損金」として記載する。
	特定目的積立金					特定目的積立金は、公社の理事会等の決議に基づき、特定の事業経営の継続的な安定を図る目的で、計画的に見積もられた額を基礎に算定し、その相当額を記載する。
		○○○積立金				「中」項目において、当該公社において、その設置目的を適切に示す名称をもって表示するものとする。
	(繰越欠損金)					繰越欠損金は、当期損失が生じたとき、前期利益剰余金を減額し、なお不足が生じるときは、特定目的積立金を減額して整理し、この計算の結果、なお不足が生じた場合、その不足額は繰越欠損金として整理し、その相当額を「繰越欠損金」として記載する。

2 損益計算書勘定科目分類

勘定科目 部	大	中	小	細	内訳	説明
事業収益						
	分譲事業収益					分譲事業に係る当期の収益額を記載する。
		住宅宅地分譲事業収益				住宅宅地分譲事業に係る当期の収益額を記載する。
			積立分譲住宅事業収益			積立分譲住宅の譲渡による譲渡収入等の収益額を記載する。
				譲渡収入		「細」項目において、収入額の内容毎に区分し記載する。
				補助金収入		
				○○○収入		《以下、各事業においては、これに準じて同様に記載する。》
			分譲住宅事業収益			一般分譲住宅の譲渡による譲渡収入等の収益額を記載する。
			分譲宅地事業収益			分譲宅地の譲渡による譲渡収入等の収益額を記載する。
	賃貸管理事業収益					賃貸住宅等の管理事業に係る、当期の収益額を記載する。
		賃貸住宅管理事業収益				賃貸住宅の管理事業に係る収益額を記載する。 なお、「小」項目において住宅種別毎に区分して記載する。
			一般賃貸住宅管理事業収益			一般賃貸住宅の管理事業に係る収益額を記載する。 「細」項目において、家賃収入及び付帯する諸収入の収入額を区分し記載する。また、「内訳」項目において収入額を内容別に区分し記載する。 《以下、各事業においては、これに準じて同様に記載する。》
				家賃収入		当該住宅に係る家賃の収益額を記載する。
				補助金収入		
					家賃補助金収入	当該住宅に係る国、地方公共団体等からの家賃補助金、利子補給金等を記載する。
					○○補助金収入	
				繰延建設補助金収入		補助金により取得した償却資産に係る、当期の減価償却費相当額を「繰延建設補助金」勘定から振替計上により記載する。
				激変緩和補填収入		建替事業に係る、激変緩和家賃対策費について「未成原価仮勘定」から振替計上により記載する。
				駐車場利用料収入		
				その他の収入		
			特優賃住宅等管理事業収益			公社施行の特優賃住宅(高優賃住宅を含む)の管理事業に係る、収益額を記載する。 《「細」項目において、一般賃貸住宅管理事業に準じて記載する。》
			借上賃貸住宅管理事業収益			借上方式による特優賃住宅(高優賃住宅を含む)の管理事業に係る、収益額を記載する。
				家賃収入		当該住宅に係る家賃の収益額を記載する。
				補助金収入		当該住宅に係る国、地方公共団体等からの家賃補助金等を記載する。
				駐車場利用料収入		
				受託事業収入		オーナーから受託する修繕工事等の受託収入を記載する。
				その他の収入		
			サービス付き高齢者向け賃貸住宅管理事業収益			高齢者住まい法に基づく登録制度によるサービス付き高齢者向け賃貸住宅管理事業に係る収益額を記載する。 「小」項目において、ケア付き高齢者住宅施設の名称ごとに区分し記載する。 「細」項目において、住宅家賃業務、介護サービス業務、管理運営業務等業務の種別に区分し、その収益額を記載する。
				家賃収入		
				○○○収入		
				○○○収入		
			ケア付高齢者住宅管理事業収益			終身介護型のケア付高齢者住宅管理事業に係る収益額を記載する。 「小」項目において、ケア付き高齢者住宅施設の名称ごとに区分し記載する。 「細」項目において、住宅家賃業務、介護サービス業務、管理運営業務等業務の種別に区分し、その収益額を記載する。
				住宅家賃業務収益		長期前受家賃の当期収益額を記載する。
				介護サービス業務収益		長期前受介護費の当期収益額を記載する。
				管理運営業務収益		施設の管理運営に係る収益額を記載する。

勘定科目 部	大	中	小	細	内訳	説明
					賃貸施設管理事業収益	賃貸施設及び賃貸宅地の管理事業に係る収益額を記載する。
					賃貸施設管理収益	「細」項目に必要に応じ施設分類ごとに記載する。
					店舗、事務所等管理収入	
					任意福祉施設等管理収入	
					その他の賃貸施設管理収入	
					賃貸宅地管理収益	
					宅地使用料収入	
					権利金取崩収入	定期借地権契約により前受けした権利金の当期の取崩額を「長期前受金」勘定から振替計上により記載する。
					長期分譲住宅管理事業収益	長期分譲住宅の管理に係る、割賦利息収入及び管理に付帯する諸収入の収益額を記載する。
					一般(積立)分譲住宅管理収益	(長期分譲住宅、積立分譲住宅、産業労働者分譲住宅など)
					管理受託住宅管理事業収益	公共団体住宅、民間住宅等の管理受託住宅の管理に係る収益額を記載する。
					公共団体住宅管理事業	公共団体からの公営住宅等の管理受託に係る管理収益を記載する。 なお、必要に応じ、県又は市町村ごとの受託主体別の区分、公営住宅、特公賃住宅、県等の職員住宅や教職員住宅などの住宅種別ごとに区分する。
					県公営住宅等管理事業収益	
					受託事業収入	
					○○○収入	「細」項目において、受託収入及び付帯する諸収入の収入額を区分し記載する。
					○○市公営住宅等管理事業収益	《以下、各事業においては、これに準じて同様に記載する。》
					その他県関係住宅管理事業収益	
					都市再生機構住宅管理事業収益	都市再生機構からの管理受託住宅に係る管理収益額を記載する。
					民間特優賃住宅等管理事業収益	民間オーナーから管理受託する特優賃住宅(高優賃住宅を含む)に係る管理収益額を記載する。なお、必要に応じ、特優賃住宅と高優賃住宅を区分する。
					民間住宅管理事業収益	民間オーナーから管理受託する分譲住宅及び賃貸住宅に係る管理収益額を記載する。なお、必要に応じ、分譲住宅と賃貸住宅を区分する。
					その他事業収益	分譲事業、賃貸管理事業以外の事業による収益額を記載する。
					業務受託事業収益	受託による住宅・施設等の建設工事及び業務受託による受託収入等の収益額を記載する。
					建設工事等受託事業収益	「小」項目において受託業務毎に名称を付して記載する。
					○○業務受託事業収益	
					○○○提携事業収益	公共団体等との提携事業を提携団体毎に名称を付して区分し記載する。
					買取公営住宅事業収益	買取公営住宅提携事業に係る譲渡収入等を記載する。 「小」項目において譲渡収入等内容毎に区分して記載する。
					公共用地先行取得事業収益	公共用地先行取得事業に係る譲渡収入等を記載する。 「小」項目において譲渡収入等内容毎に区分して記載する。
					長期割賦事業収益	分譲住宅(所有権留保の長期分譲住宅を除く)もしくは公共団体・民間等との提携による住宅・施設等の譲渡代金などを長期割賦延払等により受け入れる場合の、当期の割賦金利息収入及び付帯収入を記載する。「小」項目において事業種別毎に細分し、「細」項目において受託収入の内容毎に区分し記載する。
					分譲住宅等事業収益	
					割賦金利息収入	
					○○○収入	
					○○(公共団体等)提携事業収益	
					民間提携住宅事業収益	
					その他の事業収益	その他、事業毎に名称を付して区分し記載する。
事業原価						
					分譲事業原価	分譲住宅等の譲渡事業に係る事業原価を記載する。
					住宅宅地分譲事業原価	住宅宅地分譲事業の事業原価を記載する。 なお、「小」項目において事業種別に区分し記載する。
					積立分譲住宅事業原価	積立分譲住宅事業の事業原価を記載する。
					土地費	「細」項目において、土地費、建物費に区分し記載する。
					建物費	《以下、各事業においては、これに準じて同様に記載する。》
					一般分譲住宅事業原価	一般分譲住宅事業の事業原価を記載する。
					分譲宅地事業原価	分譲宅地事業に係る事業原価を記載する。

勘定科目 部	大	中	小	細	内訳	説明
賃貸管理事業原価						賃貸住宅及び施設等の管理事業に係る当期の管理費用を記載する。
	賃貸住宅管理事業原価					賃貸住宅管理事業に係る当期の管理費用を記載する。 なお、「小」項目において住宅種別毎に区分して記載する。
		一般賃貸住宅管理事業原価				一般賃貸住宅の管理事業に係る管理費用を記載する。 「細」項目において、費用の種別毎に区分し、「内訳」項目において内容を細分して記載する。 《以下、各事業においては、これに準じて同様に記載する。》
			償却費			償却費を記載する。「内訳」項目において、減価償却費と利息相当額と区分し記載する。
				減価償却費		減価償却費を記載する。
				利息相当額		年金法による利息相当額を記載する。なお、借入金の償還期限が耐用年数に及ばない等の理由で、年金法により設定された利息相当額と実際の借入金支払利息に差が生じた場合は、予め長期前払費用を使用した費用処理計画を定め、支払利息が利息相当額を上回る期間においては、当該超過分を長期前払費用に計上し、その後、支払利息が利息相当額を下回る期間においては、当該利息相当額を費用科目として長期前払費用償却を行うこととなる。
			支払利息			当該事業資産に係る借入金から発生する支払利息のうち、土地費に係る借入金の実支払額及び年金法の特例措置に係る償却費の利息相当額と実支払利息額との利息調整額を記載する。 また、会計基準注解18の4の(4)によるのリース債務に係る利息相当額を記載する。
			引当金繰入			
				計画修繕引当金繰入		賃貸住宅資産等の計画的な修繕を行うために必要な引当金の当期の繰入額を記載する。なお、毎年度の引当金繰入額については、原則として当該計画修繕の計画期間における必要総額に対して、引当金総額の不足額を計画期間で除した額を当期の費用として計上する。
				貸倒引当金繰入		当期の未収債権額について、個別に回収可能性を勘案して計算した必要額の不足額を当期の費用として計上する。
			管理経費			
				維持修繕費		住宅、施設等の修繕工事費、空家補修費、施設保全費等の費用を記載する。 ただし、[計画修繕引当金]の対象工事は除く。
				公租公課		当該事業資産の固定資産税等の公租公課の実額を記載する。
				地代等		借地による住宅に係る地代の実額を記載する。
				損害保険料		損害保険を付保している住宅の保険料の実額を記載する。
				○○○○		
			管理事務費			
				固有経費		当該賃貸住宅の管理に直接関連する広告宣伝費等の募集関連経費及び住宅の管理人業務、清掃業務等の総合管理委託経費などの諸経費を記載する。
				共通経費		管理事業部門で共通に発生した人件費及び事務経費等の割掛経費で、「共通経費の配賦基準及び勘定科目分類」に基づき、当該事業に応分に配賦された額を記載する。
		特優賃住宅管理事業原価				特優賃住宅の管理事業に係る管理費用を記載する。 《一般賃貸住宅管理事業に準じ記載する。》

勘定科目 部	大	中	小	細	内訳	説明
借上賃貸住宅管理事業原価						民間賃貸住宅等の借上方式による賃貸住宅(特優賃住宅を含む)の管理事業に係る管理費用を記載する。
			借上料			オーナーへの支払う借上料から「借上住宅資産減損勘定」の当期取崩額を控除した額を記載する。
				借上料		オーナーに支払借上料を記載する。
				減損勘定取崩額		「借上住宅資産減損勘定」の当期取崩額を記載する。
			オーナー引渡金			
			貸倒引当金繰入			
			管理経費			
			管理事務費			
ケア付高齢者住宅管理事業原価						
			住宅管理業務			
				減価償却費		住宅・施設の減価償却費を記載する。
				計画修繕費		
				計画修繕引当金繰入		
				修繕費		
				管理経費		住宅管理業務に係る
				管理事務費		
			介護サービス業務			
			管理運営業務			
賃貸施設管理事業原価						賃貸店舗、宅地及びその他の賃貸施設の管理に係る、管理費用を記載する。
賃貸店舗等管理原価						
賃貸宅地管理原価						
長期分譲住宅管理事業原価						長期分譲住宅の管理事業に係る、当期の管理費用を記載する。
			一般(積立)分譲住宅管理原価			
管理受託住宅管理事業原価						公共団体住宅、民間住宅等の管理受託住宅の管理に係る管理費用を記載する。
公共団体住宅管理事業原価						公共団体からの公営住宅等の管理受託に係る管理費用を記載する。 なお、必要に応じ、県又は市町村ごとの受託主体別の区分、公営住宅、特公賃住宅、県等の職員住宅や教職員住宅などの住宅種別ごとに区分する。
			○○県公営住宅管理事業原価			
				管理経費		「細」項目において、管理経費、管理事務費等に区分し記載する。 《以下、各事業においては、これに準じて同様に記載する。》
				管理事務費		
都市再生機構住宅管理事業原価						都市再生機構からの管理受託住宅に係る管理費用を記載する。
民間特優賃住宅等管理事業原価						民間オーナーから管理受託する特優賃住宅(高優賃住宅を含む)に係る管理費用を記載する。なお、必要に応じ、特優賃住宅と高優賃住宅を区分する。
民間住宅管理事業原価						民間オーナーから管理受託する分譲住宅及び賃貸住宅に係る管理費用を記載する。なお、必要に応じ、分譲住宅と賃貸住宅を区分する。
その他事業原価						分譲事業、賃貸管理事業以外の事業に係る当期の費用を記載する。
受託事業原価						住宅又は施設等の建設工事の受託事業及びその他の業務受託に係る費用を記載する。
			建設工事受託事業原価			
				工事費		「小」項目において事業の種別毎に区分し、「細」項目において費用の内容毎に細分し記載する。
				事務費		
			○○業務受託事業原価			
○○○提携事業原価						公共団体等との提携事業を提携団体毎に名称を付して区分し記載する。
			買取公営住宅事業原価			買取公営住宅提携事業に係る費用を記載する。 「細」項目において、土地費、建物費に区分し記載する。
			公共用地先行取得事業原価			公共用地先行取得事業に係る費用を記載する。

勘定科目 部 大 中 小 細 内訳	説明
長期割賦事業原価 分譲住宅割賦事業原価 支払利息 事務費 ○○(公共団体等)割賦事業原価 民間提携住宅事業原価	分譲住宅(所有権留保の長期分譲住宅を除く)の譲渡代金、もしくは公共団体・民間等との提携による住宅・施設等の譲渡代金などを長期割賦延払等を行う事業に係る、当期の支払利息及び諸費用を記載する。 「小」項目において、事業種別毎に名称を付して区分し、「細」項目において費用の内容毎に区分し記載する。
その他の事業原価	その他、事業毎に名称を付して区分し記載する。
一般管理費	
一般管理費	
共通経費	役員給等、総務・経理部門の人件費及び事務経費等並びに公社全般にわたる運営費等の経費で、「共通経費の配賦基準及び勘定科目分類」により、配賦される割掛経費を記載する。 (役員報酬及び役員にかかる諸手当等の経費 事務用品, OAシステム管理費通信運搬費等の事務経費 公社全般にわたる評議委員会等の費用弁償、会議費等の運営費 本社の社屋等の事務所費)
その他経常収益	事業収益に属さない、経常収益を記載する。
受取利息収入	事業収益に属さない、受取利息の収入額を記載する。
補助金収入	事業収益に属さない、補助金収入額を記載する。
雑収入	上記以外のその他の雑収入額を記載する。
その他経常費用	事業原価に属さない、経常費用を記載する。
支払利息	事業原価に属さない、支払利息の支払額を記載する。
債務保証損失引当金繰入	・債務保証損失引当金への繰入額を記載する。
貸倒損失引当金繰入 ○○○貸倒引当金繰入	・貸倒引当金への繰入額を記載する。 「小」項目において、事業種別毎に名称を付して記載する。
分譲事業等資産評価損	期末における帳簿価額と正味売却価額との差の簿価切下額を「評価損」として記載する。
雑損失	上記以外のその他の雑損失額を記載する。
特別利益	
固定資産売却益	固定資産の売却による売却益を記載する。
○○○引当金戻入益	「借上賃貸住宅損失引当金」等の当期の戻入額を記載する。
借上賃貸住宅資産減損勘定戻入	「借上賃貸住宅資産減損勘定」からの当期の戻入額を記載する。
特別損失	
固定資産除却損	固定資産の除却による損失額を記載する。
固定資産売却損	固定資産の売却による売却損を記載する。
分譲事業等資産評価損	会計基準注解14の2(1)のまた書きの臨時事業による損失額、又は、附則(は)の2による場合の損失額を記載する。
減損損失	「借上賃貸住宅資産減損勘定」への当期の計上額を記載する。
○○事業資産減損損失	「小」項目において、事業種別毎に名称を付して記載する。
借上賃貸住宅管理事業減損損失	
借上賃貸住宅損失引当金繰入	「借上賃貸住宅損失引当金」への当期の繰入額を記載する。
その他の特別損失	上記以外のその他臨時損失を記載する。
特定目的積立金取崩	当該積立金の積立目的に沿った事象が発生した場合、当該の取崩額を記載する。
○○○積立金取崩	目的積立金の種別ごとに区分して記載する。

3 共通経費の配賦基準及び勘定科目分類

《配賦基準の基本的な考え方》

・共通経費は、原則として、まず公社全体の人件費及び事務経費等を費目別に集計し、次に期末における建設事業、管理事業等及び総務経理の各部門の職員の在職人員の比率によって配分する。なお、各部門毎に集計が可能な費目ついては、これによることが適切である。

・建設又は管理の各事業においては、さらに事業種別毎の従事人員を把握し、その人員により事業種別毎に配分する。

・なお、建設部門における個別単位（団地単位）への配分は、当該年度に発生した事業費の額の比率により配分することができる。

《勘定科目分類》

割掛経費勘定科目			説明
項目	細目	内訳 内容	
割掛経費仮払金			
人件費			
	役員報酬		役員に対する報酬
	職員給		職員に対する給与等
	嘱託給		嘱託職員に対する給与等
	福利厚生費		健康保険料、雇用保険料、団体共済組合費等の法定福利費及びその他の厚生福利費
	退職給付引当金繰入		退職給付引当金への繰入
	賞与引当金繰入		賞与引当金への繰入
	その他人件費		人材派遣社員の業務委託料、臨時職員の賃金及び職員等の交通費など
		職員等交通費	職員等の通勤交通費など
		その他の人件費	人材派遣社員の業務委託料、臨時職員の賃金
事務経費			
	事務用品		
		事務用備品費	机、椅子、書庫等の備品で固定資産に計上されないもの
		事務用消耗品費	事務用品、用紙類等
		印刷製本費	文書、帳簿、伝票、会議用資料等の印刷製本費
		図書購入費	新聞、参考図書、雑誌等の購入費
		事務機器賃借料	コピー機、ﾌｧｯｸｽ機等の賃借料（通常のｵﾍﾟﾚｰﾃｨﾝｸﾞ・ﾘｰｽ取引によるもの）
	OAシステム管理費		
		システム開発費	ｼｽﾃﾑ開発費
		OA機器賃借料	OA機器の賃借料（通常のｵﾍﾟﾚｰﾃｨﾝｸﾞ・ﾘｰｽ取引によるもの）
		回線使用料	OAｼｽﾃﾑ回線使用料
		保守管理費	OA機器の保守管理料
	減価償却費		
		有形固定資産	車両、什器備品等の減価償却費（社屋を除く。）
		無形固定資産	ソフトウエア等の減価償却費
	リース資産減価償却費		車両、事務機器等のﾌｧｲﾅﾝｽ・ﾘｰｽ資産の減価償却費（会計基準注解第18の4(5)）
	通信運搬費		
		通信費	はがき、郵便切手、電信電話の料金
		運搬費	文書配送等の運送料
	車両関連費		自動車借上料、自家用自動車の燃料費、高速道路通行料等
	旅費		旅費規程により職員に支給した旅費（人件費に含む通勤交通費は除く。）
	調査研究費		業務上必要な調査研究費
	その他の事務費		
		資金取扱経費	家賃収納等事務手数料、口座振替手数料等
		会議費	事業に関連した会議費（運営費に含むものを除く）及び付帯する費用
		租税公課	有形固定資産（社屋を除く）の固定資産税、都市計画税等
		維持修繕費	事務機器、備品費、車両等の維持修繕費
		被服費	職員に貸与する被服の購入費
		雑費	その他の事務経費（テレビ受信料等の費用）

割掛経費勘定科目				説明
項目	細目	内訳	内容	
運営費				
	広告宣伝費			広報関係費(分譲住宅、賃貸住宅等の事業広告宣伝費は除く)
	報酬			評議員会委員、弁護士、会計士等の報酬
	会議費			評議委員会、研修会等の会場借上料及びこれに付帯する諸費用
	交際費			役職員が公社の円滑な運営を図るため、外部と交渉するための経費(慶弔費を含む)
	会費分担金			全国住宅供給公社等連合会会費、その他各種加入団体会費等
	研修費			研修関係費(講師謝礼金、研修・講習会等の参加経費等)
	租税公課			法人住民税
	運営雑費			評議員会、研修会等の速記料等
事務所費				
	地代家賃			本社、支社等の社屋の賃貸料、共益費等
	租税公課			本社、支社等の社屋の固定資産税、都市計画税
	火災保険料			事務所内動産等の火災保険料
	光熱水費			事務所の電気料、ガス代、水道料、燃料費(社屋内暖房用)等
	保守管理費			事務所の清掃委託、警備委託、空調等の保守管理費
	維持修繕費			本社、支社等の社屋等の維持修繕費
	減価償却費			本社、支社等の社屋資産等の減価償却費
	雑費			その他の事務所に係る経費

4 原価計算における原価計算要素分類

原価要素		説明	
1 住宅等建設工事資産の原価要素		分譲住宅、分譲宅地、賃貸住宅及び店舗施設等の資産建設工事の原価要素	
土地費		土地取得費	事業用土地資産からの振替計上額及び建設工事期間中の土地購入費、補償費並びに土地取得に伴う公租公課、建物除却費などの経費
		土地造成費	建設工事期間中の宅地造成工事費及び、給排水、ガス等の施設負担金などの経費
		公租公課	土地の取得(事業用土地資産からの振替は振替時)から、正常な開発期間内の固定資産税等の実額
工事費		建築工事費	主体工事費、屋内設備工事費、昇降機設備工事などの経費
		屋外付帯工事費	給排水、電気、ガス等の設備工事費及び敷地工事費、道路工事、その他構内整備などの経費
		特殊基礎工事費	特殊基礎工事費
		除却工事費	建替事業における、従前建物の除却工事費
		従前居住者対策費	建替事業における従前居住者に係る、移転費、移転補償費、居住者対策費などの経費
		その他関連経費	調査測量費、地盤調査費、建物設計費などの経費
事務費			
	固有経費	事業に直接関連する諸経費	
		支払利息	当該事業の事業資金として調達した借入金の利息額で、正常な開発期間内の支払利息の実額(借入金利息の実発生額)を計上する。
		その他の経費	販売費、広告宣伝費等の販売費などの諸経費で、正常な開発期間内の諸経費の実額。 なお、積立分譲住宅事業における積立分譲受入金会計への利息相当額(法定利息に対し積立金の運用利息が低い場合その不足額)の補填費用は、積立分譲住宅建設工事の原価要素として当該経費で計上する。
	共通経費	建設事業部門で共通に発生した人件費及び事務経費等の割掛経費	
			適正な配賦基準により、当該事業に配賦される人件費、福利厚生費、事務経費、事務所費などの割掛経費
2 事業用土地資産の原価要素		事業用土地資産の原価要素 なお、事業種別が確定した土地資産は、「住宅等建設工事資産」の勘定に計上する。	
取得費		土地購入費、補償費及び土地取得に伴う公租公課(事業用土地としての保有期間中の公租公課を含む)、建物除却費などの経費	
造成費		造成工事費及び、給排水、ガス等の施設負担金などの経費	
事務費		「住宅等建設工事資産の原価要素」の事務費と同様な経費	
	固有経費		
	共通経費		

勘 定 科 目 分 類 表
（ 積立分譲受入金会計 ）

1 貸借対照表勘定科目分類

勘定科目 部	大	中	小	細	内訳	説明
流	動資産					
	現金預金					
		現金				現金は、手元にある通貨のほか小口現金、小切手、送金為替手形、郵便為替証書及び為替貯金振出調書等を記載する。
		預金				預金は、金融機関に対する預貯金及び掛金、郵便貯金、郵便振替貯金並びに金銭信託金等を記載する。
			普通預金			「小」項目において、預金の種別毎に区分し、「細」項目において、金融機関別毎に細分して記載する。
				○○○銀行		
			通知預金			
			定期預金			
	有価証券					随時現金化される有価証券で短期的な資金運用のため、一時的に保有するもの又は1年以内に満期の到来する有価証券を記載する。
	未収金					受取利息の未収額を記載する。
固	定資産					
	長期有価証券					長期保有の国債、地方債のほか、公社法第34条第1項の規定により国土交通大臣の指定する有価証券を記載する。
		国債				
		地方債				
	長期貸付金					
		一般会計貸付金				一般会計に係る事業資金等への貸付金を記載する。
流	動負債					
	未払金					積立契約の解除等による積立金の返還に係る未払金を記載する。
固	定負債					
	積立金					積立分譲住宅に係る購入予定者からの積立金等を記載する。
		積立分譲住宅積立金				積立分譲住宅に係る購入予定者からの積立金の受入額を記載する。
		付加利息積立金				積立分譲契約に基づく積立者への法定利息の付加額を記載する。

2 損益計算書勘定科目分類

勘定科目 部	大	中	小	細	内訳	説明
事	業収益					
	積立金運用利息					当期の積立金の運用利息等を記載する。
		受取利息				預金、有価証券等の運用利息収入を記載する。
		一般会計貸付金利息				一般会計等への貸付金に対する利息収入を記載する。
	利息相当受入金					積立分譲事業からの利息相当受入金（法定利息相当額に対し積立金運用利息額が低い場合その不足額）を記載する。
	解約利息差額収入					解約者へ積立金を返還する際の、過年度の法定利息と解約者利息との差額について、固定負債／付加利息積立金を取崩して収益計上する受入額を記載する。
事	業原価					
	積立金繰入					積立分譲契約に基づく積立金の法定利息で当該年度に繰入れるべき額を記載する。
	利息差額支出金					積立金へ付与する法定利息相当額を超えて運用利息額が発生した場合、その超過額（解約者の当年度の当該法定利息と解約利息の差額を含む。）及び解約利息差額収入金を積立分譲資産建設工事又はその他経常収益へ支出する際の支出額を記載する。